

令和8・9年度 建設工事入札参加資格審査申請書について(県内業者)

1. 受付期間:令和7年10月1日～令和10年3月31日(土・日・祝祭日を除く) ※新規・変更については随時受付。
2. 提出方法:提出方法は持参もしくは郵送での提出となります。(消印有効)
【受領書が必要な方は、返信用封筒(宛名記入・切手貼付)、又は返信用ハガキを同封して下さい】
3. 提出先:〒894-3192 鹿児島県大島郡大和村大和浜100番地 大和村役場建設課 入札参加資格審査係
TEL(0997)57-2142 FAX(0997)57-2957
4. 提出書類(青色を基準としたA4紙ファイルに綴じて下さい。)

番 号	必 要 書 類	様 式	摘 要
1	審査票		申請有無欄にチェックを入れ申請書類とともにご提出ください。
2	建設工事入札参加資格審査申請書		
3	建設業許可通知書	写し	
4	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 対象となる審査基準日:令和6年4月1日～令和7年3月31日	写し	経営事項審査において平均完成工事高を「3年平均」で選択している場合は、経営事項審査申請書のうち「工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高(別紙一)」の写しを添付すること。※審査基準日から直前2年間に工事実績を有しない業種の申請はできません。
5	技術的適性等に関する事項	様式1	
6	社会活動等に関する事項	様式2	
7	労災保険料納入証明書	原本	労働基準監督署(鹿児島労働局等)
8	健康保険加入に関する証明書		
9	厚生年金保険加入に関する証明書		4の「経営規模等評価結果通知書」において加入「有」「除外」になっている場合は、添付不要。加入「無」になっている場合は、①健康保険・厚生年金保険については、保険料納入告知額・領収済通知書の写し(直近のもの)、保険事務所への加入届出の写し等。②雇用保険については、雇用保険料納入証明書等の加入がわかる書類を添付。
10	雇用保険加入に関する証明書		
11	納税状況に関する証明書	原本	
	(1)県税全般 ※個人、法人+法人の代表者		様式は県税について未納がないことの証明。・法人の場合は、代表者(県内に住所有する代表者に限る。)の分も提出
	(2)消費税(その3) ※個人、法人		非課税事業者にも未納証明書が出ます。様式は未納税額のないこと(その3)です。
	(3)個人県民税 ※個人、法人の代表者		証明請求の様式は、各市町村の指定様式となります。・法人の場合は、代表者(県内に住所を有する代表者に限る。)に係る個人県民税について未納がないことを証する書類として提出する必要があります。
12	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	原本	4の「経営規模等評価結果通知書」の「建設業退職金共済制度加入の有無」欄が「有」の場合は、添付不要。「無」の場合は証明書(原本)を添付するか、共済契約書の写し又は申立書を添付する。
13	個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書		
14	印鑑証明書	原本	法人又は個人業者の原本(入札・契約で14以外の印鑑を使用する場合は、「使用印鑑届」を添付。)
15	その他確認資料		各申請項目の記入要領に留意してください。
16	電算入力票【建設工事】(県内用)		
17	暴力団排除に関する書類		
	(1)誓約書	第2号様式 (第6条関係)	
	(2)自己及び自社の役員の名簿	別紙	契約締結営業所の責任者も記入する。役員以外(監査役等)は記入しない。
	(3)商業登記簿又は住民票	原本	法人にあっては商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)個人事業主にあっては事業主個人の住民票

【注意事項】

1 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の審査基準日で受けた経営事項審査の経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書(以下「総合評定値通知書」という。)のコピーを添付すること。

2 労災保険料納入証明書

本人・家族・夫婦のみで施工しており労災保険料納入の実績がない場合は、申立書(別紙様式)を提出すること。(土木一式工事、建築一式工事の申請を行う場合は、労災保険料納入証明書の添付を必要とします。)

3 納税状況に関する証明書

(1)県税全般

① 法人

「法人」及び「法人の代表者(県内に住所を有する代表者に限る。)」について、鹿児島県の個人県民税及び地方消費税を除く全税目について未納がない旨の証明を受けること。※納税証明書で「県税(地方法人税を含む。)」について、未納はありません。」の文言あり。

② 個人

鹿児島県の個人県民税及び地方消費税を除く全税目について未納がない旨の証明を受けること。※納税証明書で「県税(地方法人特別税を含む。)」について、未納はありません。」の文言あり。

(2)消費税「その3 未納税額のない証明用」

消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明を受けること。個人については「その3の2」、法人については「その3の3」でも認める。

(3)個人県民税

「法人の代表者(県内に住所を有する代表者に限る。)」及び「個人事業主」について未納がない旨の証明を受けること。※納税証明書については、申請日前3か月前以内に発行された原本を添付すること。

4 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

(1)総合評定値通知書で建退共加入の確認ができる場合は、提出の必要はありません。

(2)建退共に参加しているが履行がないといった理由で加入・履行証明書の提出ができない場合は、共済契約者証の写しを添付すること。

(3)専門工事業者で常勤役員・常勤職員のみで施工している場合は、申立書(別添様式)を提出すること。(土木一式工事、建築一式工事の申請を行う場合は、建退共の加入の確認が必要になります。)

5 個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書(様式10)

(1)個人住民税の特別徴収を実施している場合は、各市町村から発行される所定の様式で納入した特別徴収に係る領収証書の写しを様式に貼り付けること。

(2)徴収義務がない等、特別徴収に係る領収証書の写しが添付できない場合は、各市町村の住民税担当課窓口で確認を受けること。

6 暴力団排除に関する書類

(1)第2号様式(6条関係) 誓約書

(2)別紙 自己及び自社の役員の名簿

(3)商業登記簿謄本(法人)又は事業主の住民票(個人) ※商業登記簿謄本については履歴事項全部証明書を添付する。

(4)別紙自己及び自社の役員の名簿で報告すべき対象者、(監査役又はこれに準ずる者を除く)

ア 法人にあっては、役員(非常勤の者を含む。)、支配人、営業所等(営業所、事業所その他これらに準ずるものをいう。)を代表する者その他のいかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者。

イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、本人又はその支配人、営業所等を代表する者その他のいかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は、実質的にその経営を支配している者。
※総株主の議決権5/100以上を有する株主、5/100以上の出資者(個人)を含む。

7 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関する書類

(1)1の経営規模等評価結果通知書において各保険加入の項目が「有」又は「除外」になっている場合は、提出の必要はありません。

(2)(1)で加入の確認ができない場合(経営事項審査の審査基準日以降に加入した場合等)は、各々の保険加入が確認できる書類を添付すること。

・健康保険、厚生年金保険・・・保険料納入告知額・領収済額通知書の写し(直近のもの)、保険事務所への加入届出の写し等。

・雇用保険・・・雇用保険料納入証明書等

8 その他

- ① 提出書類は、番号順に綴じて下さい。
- ② 各種証明書については、提出日3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- ③ 申請書類提出後、書類内容に変更があった場合は速やかに変更届を提出して下さい。
- ④ **記入事項及び提出書類に不備があるものは受理できません。**
- ⑤ 提出するファイルの背表紙には、「令和8・9年度 入札参加資格審査申請書」と会社名を記載して下さい。

9. ファイル作成見本図

